

上場前外国株券等の機構取扱いに伴う外国株券等の保管及び振替決済に関する規則等の一部改正について

株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

現在、外国株券等保管振替決済業務で取り扱う外国株券等は、国内金融商品取引所に上場している外国株券等としているが、上場前の特別な預託が行われた後から上場日までの間に配当金等の基準日が到来した場合であっても、機構において同制度に則った権利処理が可能となるよう、国内金融商品取引所の上場承認を受けた外国株券等を取扱対象とするための所要の改正を行う。

2. 改正概要

- ・ 金融商品取引所に上場する予定の外国株券等のうち、一定の要件を満たすものについて、機構による取扱対象とする。

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則第 11 条第 1 項等

3. 施行日

平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

以 上